

令和2年第9回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年8月5日（水）午前10時00分から午前11時25分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
欠席委員	なし
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 加藤哲利、再任用職員 富賀見昌昭
議案	第45号 農地法第4条第1項の規程による農地転用許可申請に対する意見について 第46号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和2年第9回 可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14名で、定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、出席委員は9名です。</p> <p>只今から令和2年度第9回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>なお、各委員とも発言の際は、必ず挙手のうえ、議席番号と名前を名乗ってから発言を始めてください。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議長において指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声多数あり】</p>
議長	それでは、4番小林司朗委員、5番奥村久光委員の両名を指名します。
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第2、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。</p> <p>農地法第4条は、自分の農地を転用する場合の許可申請で、申請者は農地所有者です。</p> <p>なお、可児市は指定市町村ですので、審議結果を可児市長に進達し、市長が許可します。</p>

それでは、今回の申請の内容について説明します。今月は、2件の申請があります。

受付番号1番は、下恵土の方が、農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

周辺農地等への被害防除策は、既に石積み及びコンクリートブロック積みされており対応済みとなっています。

その他、詳細については資料のとおりです。

なお、始末書が出ていまして、これは昭和57年3月頃より許可を受けずして、自宅敷地・物置として利用しており、今回住宅の一部が農地であることが判明したことに対するものです。今回是正し、残りの土地は畑として利用するとのことです。

受付番号2番は、各務原市の方が農地転用の許可を求めるもので、矢戸地内で、隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準としましては、1種農地と判断されますが、この土地は隣接する宅地と一体利用するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないものであり、代替地検討は不要です。

周辺には農地はありませんが、被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

その他、詳細については資料のとおりです。

なお、始末書が出ていまして、これは昭和50年頃に申請者の父親が農地法の許可を受けずして、申請地の一部に倉庫を建設していたことに対するものです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番について、下恵土をお願いします。

中村委員 受付番号1番について、8月3日に現地を確認してまいりましたが、個人の方が家を増設するという形の中で出てきたところで、無許可部分があったということです。今回無許可であったということがわかり始末書が出ています。先ほど事務局から説明がありましたように、他に影響がないということで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 受付番号2番について、矢戸をお願いします。

奥村(廣)委員 推進委員4番、奥村が報告します。

申請地の現況を確認した結果、竹と雑木が生い茂っておりまして、とても農耕ができる状態ではありませんでした。また、周囲には農地等はありません。申請者のお父さんが昨年亡くなられてまして、現在は別宅でお母さんが住んでいらっしゃいます。今度、申請者である長男が旧家屋と倉庫を解体して、申請地と一体利用して一般個人住宅を建築したいと申請がありました。

なお、申請地の一部に昭和50年頃建設した倉庫が建っておりまして、始末書が提出されています。皆様の審議をお願いします。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第2、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第3、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第3、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。
この5条というのは、農地を転用事業者が農地所有者から購入したり借りたりして、農地を転用する場合に行われる許可申請で、申請者は農地所有者と転用事業者となります。可児市は指定市町村ですので、4条の時も申し上げましたが、審議結果を市長に進達し、市長が転用許可をします。
今回の申請の内訳は、売買による所有権移転が6件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が5件の合計12件です。それでは、各申請の内容を説明します。
受付番号1番は、今渡の方と土岐市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
譲受人は今渡地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことでした。
立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。
周辺には農地はありませんが、近隣への被害防除策としましては、コンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。
なお、始末書が提出されていますが、これは平成12年4月頃より、農地法に係る許可を得ないまま造成してコインランドリー敷地として利用していたことに対するものです。
受付番号2番は、川合の方と岐南町の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。
使用借人は川合北二丁目地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことでした。
立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。
周辺には農地はありません。
受付番号3番は、川合の方と瀬田の方による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。
賃借人は川合北三丁目地内で、隣接する歯科医院の駐車場を整備するとのことでした。
立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。
周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことでした。

受付番号4番は、下恵土の方と名古屋市名東区の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は下恵土地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック積み・フェンスを設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、前回の開発より3年以内の開発であり、今回の申請部分と合わせると開発面積が1,000㎡以上となるため、開発協議が必要となります。

受付番号5番は、下恵土の方と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は徳野南一丁目地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号6番は、土田の方と岩倉市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は土田地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するとのことです。

この申請地は、令和2年7月21日付けで農振除外済みとなっています。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、既に玉石で土留め施工されています。

なお、始末書が提出されていますが、これは昭和63年頃より、農地法に係る許可を得ないまま造成して、農業用倉庫として利用していることに対するものです。

受付番号7番は、塩の方外2名と多治見市の方外1名による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は塩地内で、5条許可済みの隣接する畑を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

始末書が提出されていますが、これは昭和年月日不詳から、農地法の許可を得ることなく道路として利用していたことに対するものです。

受付番号8番は、今の方と多治見市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は今地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号9番は、二野の方と土岐市の方外1名による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は二野地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するとのことです。

この申請地は、令和2年7月21日付けで農振除外済みとなっています。

立地基準判定等、その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号10番は、羽崎の方と羽崎の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は羽崎地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するとのことです。

この申請地は、令和2年7月21日付けで農振除外済みとなっています。

立地基準判定では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号11番は、広見の方と大森の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は広見地内で、隣接する原野等を一体利用して段ボール製造工場駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号12番は、中恵土の方と長野県伊那市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は中恵土地内で、隣接する雑種地を一体利用して2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定等、その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番について、今渡をお願いします。

議 長

熊澤委員 推進委員1番、熊澤が現地確認の報告をさせていただきます。

現地確認の結果、商業地域であり、現況は農地ではありません。申請書類によりますと雨水排水は道路側溝に、農業用水には影響ありません。現状は更地でありまして農転の申請には、始末書が添えて出ていますけれども問題ないと思います。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 大澤委員 受付番号2番と3番について、川合北お願いします。

2番の大澤が、現地確認の報告をさせていただきます。

受付番号2番は、川合北部土地区画整理事業をなされたエリアでありまして、土地利用については第1種住居地域で、宅地化をするエリアになっているところです。今回は持ち主の娘さんの夫がここに家を建てたいということでありまして、この土地の周りは、全て宅地化されていまして、この土地だけが農地として残っていきまして、今まできれいに耕作されていまして、今回家を建てたいということで、下水も引かれていますし、水道も来ていますので問題ないと思います。

受付番号3番ですが、ここも川合北部土地区画整理事業がなされた第1種住居地域で宅地化を進める地域となっております。今回は歯医者さんが、申請地を駐車場として利用したいということです。現在持ち主の方は、大変高齢者でありまして、夫婦だけでは農地の管理がしっかりできないということで、今回歯医者さんから話があって駐車場として貸すことになったということです。特に問題はないと思います。

議長 中村委員 受付番号4番と5番について、下恵土、徳野南お願いします。

3番委員中村が、現地確認をした結果を報告します。

受付番号4番ですが、申請者は、今渡南小学校の西側にある大きな土地を一部分筆して処分をされる形で申請が出ています。

実際何もなければ、多少排水の面で影響もあるかと思いましたが、実質的には西側に6m位の道路がありまして、そちら側の方に排水することが可能ですので、影響は考えられません。事務局から話がありましたように、開発協議の関係が整備されれば、実質的に農地の転用については問題ないかなと思っております。

受付番号5番は、可児市の徳野区画整理地内で、花を作っているハウスの隣の農地の一部を個人の方に売られるということです。排水等ありませんし、隣の農地も譲渡人の土地ですので、転用されても何も支障ないと考えています。

佐橋委員 受付番号6番について、土田お願いします。

推進委員2番、佐橋が説明をします。8月3日に現地確認をしました。

この土地については、昭和54年に第一次の圃場整備事業をした一部でありました。申請者の父親が農業用倉庫を建てて利用していました。これについては、先ほど説明がありましたように始末書が出されています。地権者の娘婿が、使用貸借で農家住宅を建てるとのことです。雨水については、農業用排水路がありますが、土地改良管理組合の了承を得ています。下水については、近くに公共下水道があります。水道も整備されていますので特に問題ないと思います。

議長 若尾委員 受付番号7番について、塩お願いします。

受付番号7番について、6番委員若尾が現地確認の報告をします。

申請地は塩で、南には大儀寺がありまして、その下には塩川が流れています。北に道がありまして、それらに囲まれた三角地の中に、8筆の畑が集まった 601.75 m²の畑があります。8筆の一部の地権者は高齢となり売りに出したいということです。もともとは申請地の南側に赤道がありまして木の橋が川に架かっており、その木の橋を渡って畑まで行き来をしていたということでしたが、橋と道路が付け替えられたため、自分の畑に行くためには他の人の畑を通らないと耕作ができないという状態になってしまったということです。今回この一帯の地権者がまとまって売ることになったのです。

譲受人は、個人住宅と家庭菜園ができる土地を捜していたということで、この土地を選ばれたということです。申請地に隣接した土地は、既に農地転用済みということで、この土地を合わせて一体利用するということです。そうしますと 900 m²ほどとなり、かなり広い土地です。申請通りの内容であれば問題ないかと思いますが、完成まで見届ける必要はあるかなと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 受付番号8番について、今お願いします。

玉木委員 8番委員の玉木です。

この案件につきましては、父親名義の所有地を息子が借りて自己名義の家を建てたいとのことで農転許可をお願いしたいという申出であります。現地を見まして、周辺に農地はありません。雨水排水につきましては、市の排水路がありますので、そこに流します。昔から下水が通っており、そこに排水しますので特に問題ないと思います。

議長 受付番号9番について、二野お願いします。

奥村(武)委員 9番委員の奥村が、現地確認の報告をします。

この土地ですけれども、農振地域でしかもA農地となっています。したがって農家住宅でないと許可されない土地ですので、娘婿さんが農業を手伝う条件で申請が出ています。

それから合併浄化槽となっていて、これは農業用排水路があるために下水につながるできないためです。その他については、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 受付番号10番について、羽崎お願いします。

鈴木委員 6番推進委員の鈴木が報告します。

この申請地は、中部中学校の南側にあたりまして、既に農振除外がされており、使用貸借権を設定してお子さんが農家住宅を建てるという申請です。8月3日の現地確認に先立ちまして所有者であるお父さんに話を聞きました。一般基準判定で近隣所有者の同意書が出ていませんが、3人の隣接者にお話を既にされているとのことでした。現地確認で、特に水路の関係で同行した委員の皆さんと注視してみたんですが、特に問題なさそうでしたし、周りへの影響も懸念されるものもありませんでした。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 今回の説明の中で、隣地所有者への説明は、資料には一で記載してありますが、ありと理解していいですね。

鈴木委員 同意書は不要ですが、説明はされているということです。

議 長 とりあえず、説明をされたということですね。はい、わかりました。
 続きまして、受付番号 11 番について、広見をお願いします。

樋口委員 13 番委員、樋口が説明します。
 公図を見ていただいたとおり、周辺は市道や河川に囲まれておりまして、北側は農地
 となっていますが、農地との間に 1m 半位の用水敷がありまして、直接周辺の農地に影
 響することはないと判断しております。8 月 3 日に現地に確認をしましたときに、田の
 水がここに流れ込んでいるのでないかという話がありました。伊川の土地改良の役員さ
 んに連絡し確認をしましたが、田の水は一切この土地には流れ込んでいないというこ
 とで、逆に用水をここに流していた経緯はあったみたいですが、埋め立てても何も問題
 ないという意見をいただきましたので、ご報告させていただきます。

議 長 今、樋口委員から公図という言葉が出てきましたが、担当地区の委員さんには配付さ
 れていますが、あとの委員には配付されていませんので、資料のみで説明をお願いしま
 す。
 受付番号 12 番について、中恵土をお願いします。

三宅委員 9 番推進委員の三宅が説明させていただきます。
 8 月 3 日に現地を確認に行きました。
 この土地、隣接の畑へは空洞ブロック擁壁で雨水が流れないようになっています。雨
 水等は今度一体利用される土地と併せて北側の道路側溝に流すということで、隣接地へ
 の雨水の流出等はないと考えております。計画通りに工事がされれば、問題ないと確認
 しました。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はござい
 ませんか。
【栗本委員挙手】

栗本委員 12 番委員の栗本が事務局に質問しますが、先回と今回も 3 件農家住宅が出てきていま
 す。農家住宅の定義とかありますか。将来、引き続き農業を本当にやられるんですか。
 その辺を事務局で、条件を満たさないとダメだと提示できるように整備してもらって、
 あいまいな申請が農業委員会に出てこないようにしてもらいたい。

事務局 この案件につきましては、令和 2 年 7 月 21 日に農振除外され、それに基づいての転用
 申請です。親族の方が、使用貸借権を設定し農家住宅を建築するというものです。
 将来的にも農業をされるかの判断は、農振除外がされた時点で検証済みであり、それ
 を基に受け入れるしかないと思っています。

栗本委員 図面等あるわけですね。それだけですと野放図になってしまうのでは。外見だけで
 はわかりませんので、一般住宅と変わらんのではないですか。田圃の真中につくられる
 と共同農場のエリアとか、農薬散布のときに苦情とか出ますよね。そういうのが出来な
 いようになって、我々に耕作放棄地を出すなどかいうけれども、こういうことになる
 と耕作放棄地がでてしまうのでは。もっと厳格に運用してもらいたいというのが私の意見
 です。

事務局 ご意見を承りましたので、農振除外の担当に、委員からいただいた意見を伝えるとと
 もに連携していきたいと思っております。

議 長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。
【意見なしの声多数】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第3、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第3、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、事務局から説明いたします。
はじめに、農地の適正管理の7月指導分について報告します。
別添資料1をご覧ください。
7月に近隣の耕作者や住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。
農地所有者に対して、主に除草についてなんですが、対象農地11番から21番まで農地を適正に管理するよう書面や口頭で指導を行いました。
次に、農地の形状変更の7月受理分についてです。
別添資料2をご覧ください。
7月は、久々利地内において1件の水田の畑地変更及び畑の盛土・切土といった畑地転換の届出がありました。この申請地は、前委員さんのときに営農型太陽光発電ということで審議していただいています。太陽光発電の下では榊が栽培されますが、残りの土地は約3,000㎡のうち3分の2である約2,000㎡について田を畑地転換するとの届出があり、サツマイモ等を作付けすることです。
続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてですが、7月中に届出のあった受理分について報告します。
今回は、8件の相続に伴う届出があり、田は17筆、面積は23,510.91㎡、畑は36筆、面積は10,668.53㎡で、田と畑の合計は53筆で、面積は34,179.44㎡でした。
引き続き、令和2年度農地状況調査について、担当に説明させます。
【担当者から8月から9月にかけて実施をお願いする現地調査の内容について資料を基に説明】
最後に、今後の日程について説明します。
次回の現地確認は8月28日の金曜日を予定しています。
また、令和2年第10回農業委員会総会は、9月2日水曜日に午前10時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議

長

これもちまして、令和2年第9回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。